

医療費の窓口負担割合等が変更されていきます

平成20年4月～

- 1 70歳から74歳までの方の窓口負担の割合が2割負担(現役並み所得者である場合は3割負担)とする制度改正が昨年行われましたが、政府の凍結策により平成21年3月までの1年間、窓口負担の割合が1割(既に3割負担の方および後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方を除く)に据え置かれています。
- 2 6歳(小学校就学前)に達する日以後の最初の3月31日以前の方については、窓口負担の割合が2割となっています。
- 3 75歳以上の方(65歳から74歳で一定の障害認定を受けた方を含む)は、後期高齢者医療制度に加入します。(窓口負担の割合は1割負担。ただし、現役並み所得者の窓口負担は3割負担。)

◆後期高齢者医療制度に係る制度内容や各種手続きについては、奈良県後期高齢者医療広域連合または居住地の市町村窓口へお問合わせ願います。

住所変更の届出とNSR

平成20年4月から「特定健康診査及び特定保険指導」が、また、「後期高齢者医療制度」が開始されましたので、当共済組合では正確な住所管理が必要となっております。

このため、共済組合へ届け出ている組合員の皆さまおよび被扶養者の皆さまの住所に変更が生じた場合は、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

組合員証等は大切に

組合員証や組合員被扶養者証等は、皆さまが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから大切に保管してください。

もし盗難や紛失があった場合、有効期限が付いていないことからさまざままなトラブルのもとになりかねません。必ず警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ速やかに再交付の申請を行ってください。

また、記載してある氏名・生年月日等に変更や誤りがあった場合は、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

退職後あるいは有効期限を経過した組合員証等は直ちに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へお返しくください。

振込口座の確認を

共済組合へ届け出ている口座を解約したり、結婚して名義を変更していない等の理由で、給付金等の送金ができないことがあります。

また、最近では金融機関の統廃合などで口座番号が変わっていることが多くなっています。

届出口座に変更がありましたら、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

